

令和6年第3回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件 名	ページ 番 号
議案第72号	令和5年度三豊市一般会計歳入歳出決算認定について	3
議案第73号	令和5年度三豊市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	4
議案第74号	令和5年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について	5
議案第75号	令和5年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	6
議案第76号	令和5年度三豊市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	7
議案第77号	令和5年度三豊市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について	8
議案第78号	令和5年度三豊市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	9
議案第79号	令和5年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について	10
議案第80号	令和5年度三豊市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	11
議案第81号	令和5年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	12
議案第82号	令和5年度三豊市病院事業会計決算認定について	13
議案第83号	令和6年度三豊市一般会計補正予算(第2号)	14
議案第84号	令和6年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	15
議案第85号	令和6年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)	16
議案第86号	令和6年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	17
議案第87号	令和6年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	18
議案第88号	令和6年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第2号)	19
議案第89号	令和6年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)	20
議案第90号	令和6年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	21

議案番号	件 名	ページ 番 号
議案第91号	令和6年度三豊市病院事業会計補正予算(第2号)	22
議案第92号	令和6年度三豊市集落排水事業会計補正予算(第1号)	23
議案第93号	三豊市の議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	24
議案第94号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理について	30
議案第95号	三豊市国民健康保険条例の一部改正について	32
議案第96号	三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	34
議案第97号	三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	36
議案第98号	香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	38
議案第99号	工事請負契約の締結について	39
議案第100号	工事請負契約の変更契約の締結について	40

議案第 7 2 号

令和 5 年度三豊市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度三豊市一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 7 3 号

令和 5 年度三豊市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度三豊市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 7 4 号

令和 5 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 7 5 号

令和 5 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 7 6 号

令和 5 年度三豊市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度三豊市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 7 7 号

令和 5 年度三豊市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度三豊市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 7 8 号

令和 5 年度三豊市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度三豊市集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 7 9 号

令和 5 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 8 0 号

令和 5 年度三豊市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度三豊市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 8 1 号

令和 5 年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 8 2 号

令和 5 年度三豊市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 5 年度三豊市病院事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 83 号

令和 6 年度三豊市一般会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度三豊市一般会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 8 4 号

令和 6 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 6 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 8 5 号

令和 6 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 6 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 8 6 号

令和 6 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 6 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 87 号

令和 6 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 88 号

令和 6 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 89 号

令和 6 年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 9 0 号

令和 6 年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 6 年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 9 1 号

令和 6 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 9 2 号

令和 6 年度三豊市集落排水事業会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度三豊市集落排水事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 9 3 号

三豊市の議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の制定について

三豊市の議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次
のように定める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市の議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）

第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、三豊市（以下「市」という。）の議会議員及び市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成に要する費用の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用に要する費用の公費負担)

第2条 市の議会議員及び市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）

は、第12条第1項に規定する額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、三豊市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用における公費の支払)

第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、

次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）第109条の4第2項第1号に規定する選挙運動用自動車としての使用に係る支払うべき金額1日当たりの上限額を超える場合には、当該上限額）の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が令第109条の4第2項第2号イに規定する選挙運動用自動車としての使用に係る支払うべき金額1日当たりの上限額を超える場合には、当該上限額）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、令第109条の4第2項第2号ロに規定する特定候補者1日当たりの単価の額に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第12条第1項において同じ。）までの日

数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会
が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認し
たものに限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当
該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自
動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人
の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従
事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が
令第109条の4第2項第2号ハに規定する選挙運動用自動車の運転業務
に従事した者の1日当たりの報酬の上限額を超える場合には、当該上限
額）の合計金額

（選挙運動用自動車の使用の契約の指定）

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条
第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されてい
るときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定
するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条
の規定を適用する。

（選挙運動用ビラの作成に要する費用の公費負担）

第6条 候補者は、第12条第2項に規定する額の範囲内で、選挙運動用ビラを無
料で作成することができる。この場合において、第2条ただし書の規定を準用
する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間
において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるとこ
ろにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成における公費の支払）

第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に
基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のう
ち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当
該作成単価が令第109条の8後段による読替後の令第109条の7第2項第
1号に規定する額を超える場合には、当該額）に当該選挙運動用ビラの作成枚

数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ポスターの作成に要する費用の公費負担）

第9条 候補者は、第12条第3項に規定する額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合において、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出）

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ポスターの作成における公費の支払）

第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が令第110条の4第2項第1号を準用して算出した金額（以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

（公費負担の限度額）

第12条 第2条の規定により選挙運動用自動車を使用する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について令第109条の4第4項に規定する特定候補者1

人当たりの単価に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額とする。

2 第6条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、令第109条の8後段による読替後の令第109条の7第2項第1号に規定する額に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

3 第9条の規定により選挙運動用ポスターを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額とする。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例は、施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

議案第 9 4 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の
一部改正に伴う関係条例の整理について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部
改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(三豊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 三豊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年三豊市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

(三豊市税条例の一部改正)

第2条 三豊市税条例（平成18年三豊市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第2項第2号及び第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 9 5 号

三豊市国民健康保険条例の一部改正について

三豊市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市国民健康保険条例の一部を改正する条例

三豊市国民健康保険条例（平成18年三豊市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第9条第1項若しくは第9項」を「第9条第1項若しくは第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 9 6 号

三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年三豊市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 7 号

三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三
豊市条例第22号）の一部を次のように改正する

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 当分の間、この条例による改正後の三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、新条例第29条第2項第3号、第31条第2項第3号、第44条第2項第3号及び第47条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、新条例第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。
- 3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者（A型）、小規模保育事業者（B型）、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、同項の規定による読替え前の新条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。

議案第 98 号

香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定による関係地方公共団体との協議の上、次のとおり香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

香川県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月15日香川県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 第 2 項及び第 3 項中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

議案第 99 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 令和 6 年度 市民センター詫間（仮称）新築工事（建築） |
| 2 | 工事の場所 | 三豊市詫間町詫間地内 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 600,600,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 香川県三豊市詫間町詫間 538 番地 1
神詫・富士特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社神詫組 代表取締役 詫間 正章 |

令和 6 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 0 0 号

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 令和 5 年度 旧詫間庁舎外 2 施設解体工事 |
| 2 | 工 事 の 場 所 | 三豊市詫間町詫間地内 |
| 3 | 変更請負金額 | 2 6 9 , 2 3 0 , 5 0 0 円 |
| 4 | 今回変更による増額 | 3 2 , 7 8 5 , 5 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 香川県三豊市詫間町詫間 5 3 8 番地 1
株式会社 神詫組
代表取締役 詫間 正章 |

令和 6 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史